

～ 国際研修 ～

第7回カンボジア法曹養成支援研修

国際協力部教官

宮 崎 朋 紀

第1 はじめに

2009年11月11日（水）から同月18日（水）まで、第7回カンボジア法曹養成支援研修を行った（日程表は文末の資料のとおり）。

研修員は、以下の7名である。いずれも、2008年5月にカンボジア王立裁判官・検察官養成校（Royal School for Judges and Prosecutors, 以下「RSJP」という。）を卒業した2年目の裁判官であるとともに、RSJPの教官候補生である。

プルサット州裁判所判事	ングオン・ロタナー氏（Mr.）
コンポンチュナン州裁判所判事	コン・ダラチャート氏（Mr.）
プレイベン州裁判所判事	モン・モニソピア氏（Mr.）
バタンバン州裁判所判事	キム・メイン氏（Mr.）
カンダル州裁判所判事	フート・ヒエン氏（Mr.）
プノンペン市裁判所判事	チア・ソッヒエン氏（Mr.）
タケオ州裁判所判事	ヘン・ソックナー氏（Mr.）

第2 本研修実施の背景

当部がJICAのRSJP民事教育改善プロジェクトの中で、カンボジアの新規裁判官、検察官に対する民事教育の改善支援を行っていること、模擬裁判を中心とする第6回カンボジア法整備支援研修（以下、単に「第6回研修」などという。）が第3回研修、第4回研修と同趣旨で行われたものであることは、前記（17頁）のとおりである。

本研修（第7回研修）は、それらとは違い、第5回研修と同趣旨で、民事訴訟第1審手続マニュアル（以下「マニュアル」という。）の改訂版の作成のために行われたものである。

第3 マニュアル第1版の作成とその改訂の必要性

マニュアル第1版は、2006年6月20日に出版された。作成者は、カンボジア側の民法・民事訴訟法起草メンバーの主要な方々を含む合計15名の裁判官、司法省幹部、弁護士等であった。2005年初めから2006年半ばにかけて、日本側の長期派遣専門家や国際協力部教官から、現地ワークショップや本邦研修において、マニュアルの内容案につき講義等を行い、

カンボジア側がそれを踏まえて起案するという作成手法が採られたようであった。ただ、カンボジア側の起案に対し、日本側が十分に点検、修正する機会はないまま出版されたとのことであり、筆者が当部に着任した際には、「マニュアルには間違いが多く含まれているため、できるだけ早く改訂を行う必要がある」との引継ぎがされていた。

マニュアルに目を通すと、確かに多くの誤解に基づく記載があることが分かったが、その主な例を挙げると次のとおりである。

ア 「訴状の補正命令をすることにより、裁判所が請求の妥当性を容易に調べることができる。」（訴状の補正命令では、請求の妥当性までは調べられない。）

イ 「請求を特定するのに必要な事実とは、原告が求める判決を得るための根拠である。」（「請求を理由付ける事実」と取り違えている。他にも「請求を特定するのに必要な事実」と「請求を理由付ける事実」を取り違えた箇所が多数あった。）

ウ 「準備書面を提出したときは、陳述した方が望ましい。」（「陳述しなければならない。」の誤りである。）

エ 主張の認否における「認める」の説明の箇所で、「請求の認諾」の規定とその説明が混入していた（自白と認諾の効果は著しく異なるため、大きな誤りといえる）。

オ 「和解調書には執行力がない。」（「執行力がある」の誤りである。）

このように、日本側からの講義を踏まえてカンボジア側が起案したのもでも、内容を点検すると、起案者の誤解に基づく誤りが多く見つかることは従前も経験されてきたことである（単純な誤解のほか、上記ア、オのように、従前の実務が反映された誤解も多く含まれている）。そこで、カンボジア側の起案に対し、日本側が点検、修正した上、誤解を解くために再講義を行い、又はコメントを付すなどの作業は不可欠といえる。

また、明らかな誤りのほか、次のような問題点も目についた。

ア 15名の起案を集めただけであり、各起案部分の内容の調整が行われていなかったため、重複が多数生じていた上、重複部分を読み比べると異なることが書かれているという初学者泣かせの事態が生じていた。

イ 具体例を使うのはよいが、相当長いものもあり（事例の説明が1頁以上にわたるものもあった）、初学者が事例の内容の把握に苦勞するのではないかと思われた。

ウ 「訴訟上の請求（訴訟物）」や「主要事実」などの重要な概念についての説明がすっきりしておらず、初心者が理解できるような記載とは思われなかった。

エ 「中間確認の訴え」、「鑑定」のように、やや応用的な問題に触れられていたが、十分な説明はなく、かえって初学者が混乱しそうに思われた。

マニュアルは、新規裁判官、検察官を養成するRSJPの民事教育において、最も基礎的な教科書と位置付けられるものであるが、これに上記のような欠点があることは大きな問題と思われ、その改訂を急ぐ必要は高かった。

しかし、プロジェクトにおいては、実務現場からの要望が強い民事執行及び民事保全に関する教材の作成、民法の講義、模擬裁判用事案の作成など、他に行わなければならない活動が多く、マニュアルの改訂には余り多くの時間は割けない状態であった。

そこで、本邦研修において、短期間で集中的にマニュアルの改訂作業を行うこととし、まずは2009年3月の第5回研修でこれに取り組んだ。

なお、第5回研修に先立ち、当時RSJPで学んでいた3期生、4期生にマニュアルが配布されているかを確認したところ、RSJP側が配布を忘れていたことが判明した。RSJP側にマニュアルの重要性が十分に認識されていなかったことを示す事情であると思われた。

第4 マニュアル改訂の方針

前記のような問題点から、マニュアル改訂については次の方針を採ることとした。

ア 誤った部分を正すこと

イ 対象者を初学者に絞り、民事第1審手続の流れを概観しつつ基本概念について分かりやすい解説を加えるものとして、それ以外の事項は極力削ること

ウ 基本概念に関わる用語（訴訟上の請求、請求を特定するのに必要な事実、請求を理由付ける事実、主要事実、抗弁等）には明確な定義を記載すること、混同しやすい概念が複数ある場合はその違いの説明を加えること

エ 文中で用いる具体例としては、2007年に作成した民事第1審模擬記録（貸金請求の事案）を統一して用いることとし、参照頁を記載すること

オ 応用的な問題については、日本側のカンボジア民事訴訟法起草者が作成した最も重要な教科書である「民事訴訟法要説」の参照頁を記載すること

作業を進める中では、上記イが最も苦勞するところであった。協議の各所で、研修員から、例えば、「形式的形成訴訟とは何か」、「鑑定の手続はどういうものか」などの質問がされ、一通り説明すると、「その内容をマニュアルに盛り込みたい」といって譲らないのである。カンボジアの実務現場で民事訴訟法が十分に理解されていないという焦りからか、理解されていないことはすべて書き加えたいという意識が強いようであった。その気持ちは分かるが、まずは初学者を対象とするマニュアルを作成するのが重要である旨を何度も繰り返したが、理解を得るのにかなりの苦勞があった。

また、マニュアル作成作業における目に見えないねらいとしては、教官候補生にできるだけ主体的にマニュアル改訂に関わってもらうことにより、自らが作成したマニュアルであるとの思い入れを持ってもらい、「RSJPが学生に配布するのを忘れていた」という事態が二度と起こらないようにするということがあった。

第5 第5回研修の概要

教材作成において、第1起案を日本側が行うのではなく、まずはカンボジア側に行ってもらうことには、様々な面において重要な意義がある。そこで、第5回研修では、①当部教官からのマニュアル改訂案の講義、②研修員による起案、③起案についての研修員による協議、修正までを行い、研修員の帰国後、④日本語への翻訳、⑤日本語版での点検、修正、⑥クメール語版への翻訳を行うこととした。

このような作成手法を採るためには、少数精鋭に研修員となってもらう必要があると考

え、その旨をRSJP側に伝え、優秀な4名の教官候補生を研修員として選んでもらった。

そして、上記①、②の作業を始めたところ、当初、改訂の必要性を理解してもらうまでが大変であったものの、研修員は次第にそれを理解し、3日目ころからは日本側の期待以上に熱心に取り組み、最終的にはほとんど休憩もとらずに作業に没頭するという状態であった。

上記③の協議は、筆者が関わる教材作成では初の試みであり、4人が分担して上記②の起案作業をパソコンで行った後、そのファイルを合体してスクリーンに映し出し、4人で通訳を交えず、「誤りがないか」、「カンボジアの実情に照らして問題がないか」、「初学者に分かりやすくなっているか」などを協議しながら修正していくものであったが、見たところおおむね半分近くを書き換えながら進めており、高いレベルへの修正作業が行われたようであった。

実際に、研修終了後に前記⑤の点検、修正作業を行ったところ、上記協議をしなかった従前の場合と比べて、格段に高い質のものができていることが実感された（もっとも、数箇所は明らかな誤りがあり、点検、修正作業はやはり省略できないと感じられた）。このような協議は、マニュアル作成において、非常に有効なものではないかと考えられる。

研修員らは、「自分たちが起案したものを読み返してみると、とても分かりやすいものにな



ったことを実感できた」、「初学者に分かるように最小限のことだけを書くことの重要性を認識した」、「本研修で改訂したマニュアルは、これからの貴重な財産になると思う」、「是非早急に最後まで完成させたい」などとのうれしい感想を述べてくれた。

もっとも、研修期間中に起案作業をするのは大変だったようで、「昼の時間だけでは足りず、毎晩深夜まで起案をしていた」ということを後に研修員から聞かされたが、それでも丸5日間の作業により、マニュアルの全6章中、第1章「訴状の受付」、つまり、弁論準備手続の開始前までしか終わることができず（分量的には、全体の1/3程度）、残りの改訂は次の機会に持ち越されることになった。

第6 第7回研修におけるマニュアル改訂の手法

第5回研修の後、プロジェクトの他の活動の進行状況等から、どうしてもあと1回の本邦研修でマニュアルの改訂を完了しなければならない状況になった。しかも、第5回研修と同じ4人を本邦研修に呼ぶことはできないこととなった。

そこで、「研修員の手による第1起案」は残念ながらあきらめざるを得ず、日本側で作成した第1起案を翻訳したものをスクリーンに映しつつ、それに基づいた講義（前記①の作業）と協議（前記③の作業）を行い、研修員からの修正提案を受けて修正していく形を採ることとした。

日本側で第1起案を作成する手法を採ったことにより、研修員自らが起案する手法を採る

ことによる様々な利点を犠牲にすることにはなつたが、他方で、起案時間を取る必要がないため、カンボジアの民事訴訟手続の現状における問題点や、マニュアルの中で研修員が理解しにくい部分などの質疑にたつぷりと時間を掛けられたという利点はあった。本研修では、民事訴訟の第1審手続について丸5日間じっくりと解説及び協議することができ、研修員が誤解をしていた部分について何度も質疑応答をすることができたことが良かったと感じる。

第7 研修の中で指摘されたカンボジアの民事訴訟第1審手続の問題点

民事訴訟法の運用状況等について、カンボジア側の裁判官らと長時間にわたり情報交換できる機会が多いとはいえないため、以下では、記録の意味も込めて、かなり細かい話も含めて研修中に話題になったことをお伝えしたい。

なお、研修員である2期教官候補生は、いずれも任官後1年3か月ほど経過した裁判官であるが、当時、単独での口頭弁論はまだ担当しておらず（カンボジアでは、任官後1年経過した裁判官は単独で口頭弁論を担当することができる旨の法律があるが、やや慎重に運用されているようである）、主に弁論準備手続を担当しており、一部の研修員が合議体の構成員の一員として口頭弁論を担当しているということであった。

- 1 カンボジア民事訴訟法（以下、規定はすべて同法のものである）26条は、裁判官への事件の分配は、毎年あらかじめ裁判所長が定めた事件分配順序に従って自動的に行うべきことを定めている。これは、かつて裁判所長が個々の事件をどの裁判官に分配するかを決めていたことが汚職につながったとの背景から設けられた規定であり、新民事訴訟法の目玉の一つといえるものであった。しかし、何名かの研修員から、所属する裁判所において書記官が一定数の事件を受け付けてから事件分配について裁判所長の指示を受けるなどの方法がとられており、26条が忠実に運用されていないとの問題が指摘された。
- 2 弁論準備手続で行える証拠調べは書証調べのみであるが（106条）、弁論準備手続で証人尋問を行う裁判官が少なくないそうである。旧来の調査手続と同様の運用がされているものであり、加えて、弁論準備手続の結果陳述を行えば、弁論準備手続で行われた人証調べの結果も証拠として使えるようになるとの誤解が広がっているようである。
- 3 カンボジアでは、弁論準備手続の担当裁判官と口頭弁論の担当裁判官を通常別に行っているようである。そして、113条は、弁論準備手続を終結するとき、口頭弁論期日を指定しなければならないと定めているが、これが現状では行われておらず、口頭弁論の担当裁判官が、弁論準備手続の担当裁判官から事件を送付された後、長期間期日を指定しないことがあるとのことである。
- 4 答弁書以下の準備書面が提出されることはほとんどないとのことである。
- 5 138条2項は、証人尋問の申出をする者は、同時に尋問事項書を提出しなければならないと定めているが、現状では提出されていないとのことである。

第8 訳語の関係で意思疎通が混乱した点

1 主張，陳述，供述

従来、「当事者の主張」と「当事者本人尋問における供述」が異なることがカンボジア側に理解してもらえないという悩みが日本側にあり、本研修でもやりとりの中で同様に感じるがあったが、「主張」、「陳述」、「供述」の3つの用語を整理してみると、やや研修員らとの意思疎通がスムーズになったように思われた。

日本では、「主張」は主張段階での当事者の発言について用いる用語であり、「供述」は証拠段階での当事者の発言について用いる用語であり、「陳述」は主張段階、証拠段階の双方に用い得る用語といえる（準備書面の陳述、証人の陳述、陳述書など）。

クメール後では、「供述」に対応する訳語がなく、「陳述」という用語を充てていたため、通訳のスイ・レン氏と相談し、本研修及びマニュアルでは正確な用語を作って用いてもらうこととした（ニュアンスとしては「証拠としての陳述」）。

2 尋問，釈明

前項と似た話であるが、日本語の「尋問」は証拠段階の人証調べでの質問に限って用いる用語であるところ、クメール語ではこれに一般的な質問を意味する用語を充てていたため、一見誤解をしているように思われる和訳がよくされていた（例えば、「裁判所は、当事者をよく尋問して主張を明確にさせなければならない」など）。この点も、スイ氏と相談して、整理することとした。

上記1、2の用語に関する本研修での一応の整理結果は、以下のとおりである。

日本語	英語	クメール語
弁論	Argument	ការទាញហេតុផល
主張	Allegation	ការអះអាង
陳述	Statement	សេចក្តីថ្លែងការណ៍
供述	Statement as evidence	សេចក្តីថ្លែងការណ៍ជាភស្តុតាង
釈明	Request of explanation	ការបំភ្លឺ
質問	Question	ការសួរ
尋問	Examination	ការសាកសួរ

3 その他

「決定」という用語につき、クメール語の規定では、「決める書面」という意味の言葉で充てているようである。従前「決定は期日において口頭で行うことができる」旨の説

明をすると反発されることが多かったが、上記用語が原因だったようである。

また、103条にいう「集中的な審理」と127条にいう「集中証拠調べ」はほぼ同じことを指すはずであるが、クメール語では、後者については日本語と同じ意味の用語を用いているが、前者については「詳しく調べる」という意味の用語を用いており、趣旨がよく分からなくなっているとのことである。

さらに、136条の「受命裁判官」という用語について、逐条解説や民事訴訟法要説には「合議体の構成員の一人である」との説明がされているが、規定上はそのような説明がなく、「合議体の構成員以外の裁判官でもよいのではないか」との疑問に答えるのが困難であった。改正の機会があれば、日本の民訴法185条、刑訴法163条のように「合議体の構成員」と明示する形に変更した方が良いのではないかと思われた。

第9 理解を得るのが難しかった点

1 主張と証拠の区別について

(1) 当事者の主張と当事者尋問における供述の違い

前記のとおり、この点は従前何度も説明し、なかなか理解が得られなかったところであり、本研修でも繰り返し説明をした。一旦理解したという反応が示されたが、次に話題に出たときに理解が十分でなかったことが判明し、説明し直すということを3、4回繰り返したのではないかと思うが、最終的に何とか理解してもらえたのではないかと思う。

やり取りの一端を御紹介すると、「当事者尋問に代理人である弁護士が答えることができるか」という問題は、日本の法律家からは、できないことが当然でありすぎて説明が難しいものであるが、カンボジアの実務では肯定説が根強いようである。従前、弁護士を選任した当事者は法廷に出頭しないのが慣行であったため、弁護士が当事者尋問に答えられない、すなわち当事者本人が法廷に出頭しなければならないということになると、弁護士を選任した意味がなくなるとの感覚があるようである。そして、肯定説の質問者からは「任意代理人は、委任を受けた事件について、一切の訴訟行為を行う権限を有する」とする54条1項が根拠として引用されることが多い。



これに対しては、①当事者尋問の位置付けは証人尋問と同じであり、当事者が体験した過去の事実を記憶に基づいて述べるものであるから、本質的に代理人が代わって行える性質のものではないという実質的理由だけではなかなか納得してもらえず、②民事訴訟法の他の規定では「当事者は・・・」とされているが、当事者尋問に関する140条では「当事者本人は・・・」とされているという規定の文言や、③54条1項にいう「訴訟行為」の定義からは当事者尋問で供述を行うことは含まれないという点など、考えつく理由付けをすべて挙げて初めて理解してもらえたと状況であった。

- (2) 関連する質問として、「弁護士が出席しているが当事者本人が出席していないときは、欠席判決になるのか」というものもあるが、日本側からすると欠席判決にならないことが自明すぎて説明の難しいところである。この点についても、上記②、③の規定を用いて説明しているところである。
- (3) また、弁論準備手続は「主張」を行う手続であり、口頭弁論は「立証」を行う手続であるという誤解に基づく質問が多いが、聞いたところによると、RSJP教官が学生に対してそのような教え方をしていることが影響しているようである。「弁論準備手続の結果陳述」により、弁論準備手続で行われた「主張」が「証拠」に変わるとの誤解もあるようであった。
- (4) そもそも、従前のカンボジアの民事訴訟では、当事者の「主張」と「証拠」を分けずに審理を行ってきており、当事者の「主張」を取り出して意味を持たせるという民事訴訟法の立場になかなかなじめないようである。本人訴訟の割合が高く、弁護士が付いても準備書面はほとんど用いられないカンボジアの実務を前提とすると、すぐにその分類が理解できないことに無理はないといえる。日本でも、少額訴訟や民事保全手続のように、主張と証拠を厳密に分けない審理が有効に行われている分野があるので、余り焦ることなく、まずは新しい法律家に「主張」と「立証」を区別すること及びその意義を理解してもらい、それが徐々に浸透していくのを待つ（それは、弁護士の増加と質の向上を待つことでもある）のが現実的ではないかと考えている。

2 請求の認諾について

貸金請求事件において、借主が「返さなければならないのは認めるが、今は金がない」として分割払や返済期限の猶予を求めている場合、和解はできず、請求の認諾と扱うべきではないのかという問題が、最近カンボジアの裁判官の関心を集めているようであり、本研修を含めて何度か日本側に質問されてきている。また、請求の認諾をしている場合に、判決をすることはできるのかなどといった質問もあり、裁判官らが従前の実務慣行との違いに戸惑っている様子がうかがわれた。

3 否認と抗弁の違い

否認と抗弁の違いについても、理解が難しいようであった。一通りの説明をして「理解した」というので、「Aの1万ドルの貸金請求に対し、Bが『借りたのは5000ドルだ』と主張するのは、否認か抗弁か」と尋ねると、7人が一致して「抗弁」と答えるなど、かなり苦労したところである。証明責任の分配に関わる問題であり、抽象論だけで理解することは困難と思われ、今後、事例演習の形も用いて理解を得る工夫を続けなければならないと感じた。

4 主張責任について

主張責任を抽象的に説明すると、理解できたという反応が返ってくるが、「貸金請求が消滅時効にかかっているが被告がそれを主張しない場合、裁判所は判断の際に時効消滅を考慮できない」などの事例を説明すると、納得できないとの反応を示す研修員が多かった。主張責任の意義を説明するとともに、場合により釈明権も使うことも考えられる

との説明をすると、釈明権を使う方に共感を示す研修員が多かった。

5 判決主文中に執行方法を表示すること

金銭請求を認容する場合、「被告は、原告に対し、100万リエルを支払え」との主文に続けて「原告は、被告の所有する土地Lを差し押さえることができる」との主文を記載する慣習が根強く残っているようである。本研修でそのような事例を前提に質問がされたほか（「第三者Cが土地Lは自分の所有だとして第三者異議の訴えを起こせるか」）、長期専門家にも同様の質問が多くされているようである。民事訴訟法では訴訟手続と執行手続が完全に分離されているため、上記主文は相当でないという説明をすると、研修員は理解したようであるが、現場の裁判官に理解させるのは難しいという反応であった。

6 和解交渉について

和解交渉の中で当事者が述べたことを判決の基礎に用いてはならないという説明をすると、納得できないという反応があった。聞いてみると、従前、和解交渉を非公開で行ったり、一方当事者のみから話を聞いたりすることは、余りなかったようであり、和解交渉と口頭弁論の区別がはっきりなかったことに基づく疑問のようであった。

第10 比較的良好に理解していた点

事前に理解が難しいのではないかと考えていたが、思ったよりはよく理解していたという点としては、「主要事実と間接事実との違い」、「『みなす』と『推定する』との違い」などがあった。

第11 終わりに

本研修では、研修員の民事訴訟法についての理解度を再確認することができ、その過程でカンボジアの実務の問題点や、研修員が理解しにくいポイントについての情報を日本側でも蓄積することができた。今後も、カンボジア側にいかに民法、民事訴訟法を分かりやすく伝えるかを工夫しつつ、その経緯を日本側関係者の皆様にもお伝えしていきたい。

最後に、通訳をしていただいたスワイ・レン氏及び山崎幸恵氏をはじめ、本研修について多大な御支援、御協力を頂いた関係各位に深く感謝申し上げたい。



第7回カンボジア法曹養成支援研修日程表

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 17:00
11 / 11	水	JICAオリエンテーション 11:00～ 国際協力部オリエンテーション 国際協力部教官	マニュアル改訂の手順についての協議 国際協力部教官
11 / 12	木	国際協力部長 あいさつ 民事第1審マニュアル第2版修正済み分の確認	民事第1審マニュアル第2版修正済み分の確認
11 / 13	金	民事第1審マニュアル第2版の作成作業	民事第1審マニュアル第2版の作成作業
11 / 14	土	民事第1審マニュアル第2版の作成作業	
11 / 15	日		
11 / 16	月	民事第1審マニュアル第2版の作成作業	民事第1審マニュアル第2版の作成作業
11 / 17	火	民事第1審マニュアル第2版の作成作業	民事第1審マニュアル第2版の作成作業
11 / 18	水	民事第1審マニュアル第2版の作成作業 OSIC SR15	14:00～15:00 評価会 15:00～15:30 閉講式